様式第23号(第24条関係)

(表)

介護保険料督促状

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 〒　身延町様 | 身延町長　　　　　　　　　　 |

　介護保険料が、　　　　年　　月　　日現在、下記のとおり滞納になっておりますので、納付について確認の上、　　　　年　　月　　日までに指定金融機関等に納付してください。

　この督促状の指定納期限まで納付されないときは、地方自治法第231条の3の規定により滞納処分を受けることになります。

　また、身延町介護保険条例第8条及び第9条の規定により、延滞金及び督促手数料も併せて納付願います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 被保険者氏名 | 　 |
| 住所 | 　 |
| 納付通知書番号 | 　 |
| 年度 | 期別 | 　 | 保険料 | 　 | 納期限 | 　　年　　月　　日 |
| 延滞金 | 　　　　　　　　円(　　日分)＊　延滞金は、　　　年　月　日現在で計算しておりますが、納入日により再計算した金額となります。　　納期限の翌日から、納入した日までの日数に応じて再計算されますので、ご了承願います。 | 督促手数料 | 　　　　　　　円 |
| 指定納期限 | 　　年　　月　　日 |

※　最近納付された方で、この督促状が行き違いに送達された場合は、ご了承願います。

※　領収証は5年間保存願います。

　問い合わせ先

　　身延町役場福祉保健課

　　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　　電話番号　0556-20-4611

※　裏面の教示お読みください。

(裏)

教示

　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年間を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、当該審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年間を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　処分の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　電話番号　055-223-1453

　　　　　山梨県健康長寿推進課